

【考え方】

1. 緊急時の対応については、現在改正を検討している「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」において、「国は、災害等の場合にあっても、血液製剤の供給に支障を来すことがないように、製造販売業者及び製造業者による安定供給に必要な量の備蓄の状況等に関し、適宜、確認を行うなど、その安定供給を確保することとする。」としているところです。御提案については、献血推進を含む今後の血液事業の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

2. 血液センターからの血液製剤の供給については、日々、各都道府県ごと、7ブロックごと（全国を7つにわけたブロック）及び、全国の在庫を確認し、在庫状況が低くなった血液センターでは、原因分析・需給調整を行っています。

また、血液不足が発生した原因については、地域での事情等が考えられるため、都道府県・血液センターからの原因分析等の情報提供を受け、情報を共有し、全国単位で需給調整を行っているところです。

3. 5. 6. 御提案は、国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

4. 国は、需給計画において、採血事業者による献血の受入れに係る費用、原料血漿の製造に係る費用等を総合的に勘案し、審議会における公正かつ透明な審議を踏まえ、採血事業者が原料血漿を製造業者に配分する際の標準価格を規定しています。